



令和 6 年 7 月 1 日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

発議者 大西 陽春
片山 輝夫
三上 泉

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

改正された地方自治法において、国の地方自治体に対する補足的な指示の運用は拙速に進めないことを求める意見書（案）

令和6年6月19日、「地方自治法の一部を改正する法律案」が国会で可決成立した。災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法など個別の法律に規定がある場合に国は地方に指示できることとなっていたものが、今回の法改正で、個別法に規定がなくても国が必要と判断し、閣議決定すれば指示権発動が可能になった。2000年施行の地方分権一括法では、国と地方は「上下・主従」ではなく、「対等・協力」の関係と位置づけ、国の関与は必要最小限にすることとなっているが、今回の改正案はその流れに逆行するものとして、日弁連や全国知事会が反対や危惧を表明されてきた。国会の審議の中で、指示権の乱用を防ぐために国会への事後報告を義務付ける修正がなされ、指示権の行使は「必要最小限」とし、事前に自治体と協議することも付帯決議に盛り込まれたが、国会による事前や事後の承認という厳格な手続きは盛り込まれていない。

市民の間では、国民の命を守るためには何が最良の道なのか、国は自治体と十分に意思疎通する必要がある、安易に指示権を行使してはならないなどの懸念の声がある。地方自治の本旨に反し地方分権に逆行するようなことが起こらないよう、国の地方自治体に対する補足的な指示の運用は拙速に進めないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月1日

亀岡市議会議長 菱田 光紀